

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第50号）（上下水道局総務部地域水道課）

次のとおり黒田簡易水道及び灰屋飲料水供給施設を統合するとともに、規定を整備することとしました。

統合する地域水道の名称	統合後の地域水道の名称
黒田簡易水道	黒田簡易水道
灰屋飲料水供給施設	

この条例は、市規則で定める日（規定の整備に関する部分は、公布の日）から施行することとしました。

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月28日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第50号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

第1条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表黒田簡易水道の項中「同区京北上黒田町上水出」の右に「の一部」を、「同区京北下黒田町掛尾」の右に「, 同区京北下黒田町東谷の一部」を加え、「の各一部」を削り、同表京北北部簡易水道の項中「同区京北井戸町上町」の右に「の一部」を、「同区京北井戸町甘ケ市」の右に「, 同区京北井戸町南谷の一部」を加え、「及び同区京北井戸町吹ケ谷の各一部」を「, 同区京北井戸町吹ケ谷の一部, 同区京北井戸町祭神及び同区京北井戸町寺山」に改め、同表京北中部簡易水道の項中「同区京北比賀江町部曾谷」, 「同区京北塔町三明谷ノ上」, 「同区京北下町船坂」及び「同区京北下町上ケ市」の右に「の一部」を加え、「, 同区京北五本松町下川原」を「の一部, 同区京北五本松町下川原の一部」に改め、「同区京北五本松町新稲谷口」の右に「の一部, 同区京北周山町奥ノ堂」を、「同区京北周山町城山」の右に「, 同区京北周山町東山の一部」を加え、「の各一部」を削り、同表弓削簡易水道の項中「同区京北上中町宮ノ谷」, 「同区京北上中町城下町」, 「同区京北下中町鳥谷」, 「同区京北下中町新相伴田」, 「同区京北下弓削町沢ノ奥」及び「同区京北下弓削町狭間谷」の右に「の一部」を、「同区京北井崎町東大道」の右に「, 同区京北井崎町小谷」を、「同区京北赤石町鳥ケ口」の右に「, 同区京北赤石町酒屋畑」を、「同区京北田貫町駒谷」及び「同区京北田貫町鳥谷」の右に「の一部」を加え、「, 同区京北田貫町室ノ奥, 同区京北田貫町北篋」を「の一部, 同区京北田貫町室ノ奥の一部, 同区京北田貫町北篋の一部」に、「, 同区京北田貫町駒谷篋」を「の一部, 同区京北田貫町駒谷篋の一部」

に改め、「同区京北上弓削町宮ノ本」及び「同区京北上弓削町森本」の右に「の一部」を加え、「及び同区京北上弓削町筒江の各一部」を「同区京北上弓削町畑ノ下の一部、同区京北上弓削町下中ノ上の一部、同区京北上弓削町筒江の一部及び同区京北上弓削町西山ノ下」に改め、同表京北西部簡易水道の項中「同区京北宇野町ササラ」の右に「の一部」を加え、「同区京北宇野町奥仲」を「同区京北宇野町奥中」に改め、「同区京北浅江町鍋谷」及び「同区京北浅江町縄手」の右に「の一部」を加え、「同区京北漆谷町二河」を「の一部、同区京北漆谷町二河の一部」に改め、「同区京北漆谷町東野」の右に「同区京北漆谷町中島」を、「同区京北下熊田町岩ヶ谷」の右に「の一部」を、「同区京北下熊田町杉ノ谷」の右に「同区京北下熊田町口谷」を、「同区京北中地町奥ノ町」の右に「同区京北中地町中地谷」を、「同区京北明石町明石谷」及び「同区京北下宇津町向ヒ山」の右に「の一部」を加え、「の各一部」を削り、同表熊田簡易水道の項中「京都市右京区京北熊田町雨ヶ岳」の右に「の一部」を加え、「の各一部」を削り、同表細野簡易水道の項中「京都市右京区京北細野町余野谷西平」、「同区京北細野町不動ヶ谷」、「同区京北細野町栢尾谷」及び「同区京北細野町東山」の右に「の一部」を、「同区京北細野町信濃垣内」の右に「同区京北細野町下之町」を加え、「の各一部」を削り、同表灰屋飲料水供給施設の項中「京都市右京区京北灰屋町上ノ鳴」を「京都市右京区京北灰屋町滝ノ下、同区京北灰屋町上ノ鳴」に改め、「の各一部」を削り、同表余野飲料水供給施設の項中「の各一部」を削る。

第2条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表黒田簡易水道の項中「京都市右京区京北灰屋町由里ノ下」を「京都市右京区京北芹生町滝ノ片の一部、同区京北灰屋町滝ノ下、同区京北灰屋町上ノ鳴、同区京北灰屋町舌ノ本、同区京北灰屋町段ノ本、同区京北灰屋町塩野、同区京北灰屋町火打岩、同区京北灰屋町高山、同区京北灰屋町由里ノ下、同区京北灰屋町塩ノ谷、同区京北灰

屋町尾抜ケの一部，同区京北灰屋町チコリ山の一部」に改め，同表灰屋飲料水供給施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，市規則で定める日から施行する。ただし，第1条の規定は，公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「，灰屋飲料水供給施設」を削る。

(上下水道局総務部地域水道課)